

令和5年度

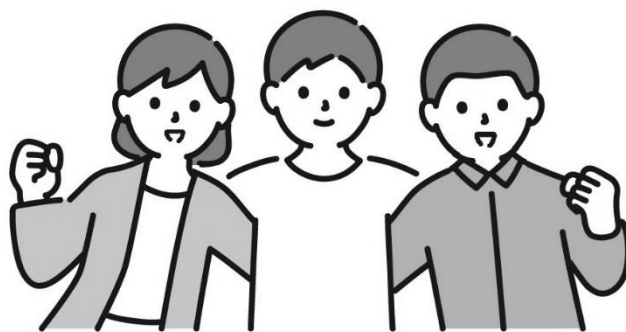
インフルエンザ

予防接種補助のお知らせ

周りの人のためにも
インフルエンザにかからない！
うつさない！

昨年かかってなくても…
今年は大丈夫？

せっかく補助を受けられるから
念のために接種しよう！



感染・重症化を防ごう！

お手続きは簡単！

詳しくは次のページをご覧ください。

ENEOSグループ[®]健康保険組合

■ 接種補助を受けられる人

被保険者および被扶養者・任意継続者

- ※ ENEOSグループ健康保険組合で認定されている方のみ利用可能です。
- ※ 接種日において、**健保組合の資格を喪失された方は利用できません。**

■ 接種回数

13才以上の方は、一人1回まで
12才以下の方は、一人2回まで

(医師の指示があった場合は13才以上も2回目の利用可能)

■ 契約医療機関一覧表

契約医療機関一覧表は随時更新されますので、必ず予約前にご確認ください。

ENEOSグループ健康保険組合HP (<https://www.eneos-kenpo.or.jp/>)

⇒ 保健事業 ⇒ 予防接種補助 ⇒ 「あまの創健インフルエンザ予防接種ご案内サイト」



接種方法



予防接種の補助を受けるには2種類の方法があります。

	契約医療機関で接種	契約医療機関以外で接種
補助内容	無料 (全額健保組合負担)	1回につき、3,000円(税込)まで補助 (3,000円を超えた分は自己負担)
予約	契約医療機関に 対象年齢や予約可否等を電話で確認 (最新の契約医療機関はENEOS健保HPで確認)	利用したい医療機関に 対象年齢・予約可否等を電話で確認
接種当日	「インフルエンザ予防接種 利用券」に 接種者全員分の必要事項を記入 下記の2点を医療機関へ提出 ① 「インフルエンザ予防接種 利用券」 ② 接種者全員分の「被保険者証」	窓口で、予防接種費用全額を支払い、 インフルエンザ予防接種費用とわかる接種者全員分の個人名宛領収書を発行してもらう (レシートは不可)
補助金の手続き	自己負担なしで予防接種！ 接種後のお手続きは不要！ 	「疾病予防補助金請求書(インフルエンザ予防接種用)」 (ENEOS健保HPの申請書類一覧から印刷)に必要な事項を記入し、領収書を添付の上、所属事業所の健保担当者へ提出 ※保険証の記号が「8888」の任意継続者の方は 直接健保組合へ提出してください。 補助金請求書提出期限：令和6年3月29日(金) 健保組合必着

補助対象の接種期間 令和5年10月1日(日) ～ 令和6年1月31日(水)

注意事項

- ※ 医療機関のワクチン数には限りがあるため、ワクチンが不足する可能性があります。
また、医療機関によって対象年齢や予約可否等も異なります。
お申し込み方法をご確認の上、**お早めにご予約ください。**
- ※ 「フルミスト」は、補助対象外となります。